― 意見の対応 ―
既記載：既に素案に盛り込まれているもの
取組済：他の計画等に盛り込まれているもの
　　既に取り組みを行っているもの
採　用：意見を採用するもの
不採用：意見を計画（案）に反映しないもの
参　考：素案に盛り込まないが、今後参考とするもの

パブリックコメントの意見と検討結果

パブリックコメント実施期間（平成２３年１２月２８日から平成２４年1月３１日まで）

～意見の検討経過～
２月３日：市民生活部の意見聴取を踏まえ、事務局原案作成
２月７日：部長決裁にて決定

石狩市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に対する意見検討結果

市民生活部 環境室 低炭素社会推進担当

計画ページ 項 目	意見等の要旨	検討結果	左の理由
Ｐ３３ 基本方針 ①４Ｒの推進	これからのごみ減量には、リサイクルではなく、発生抑制と再利用の観点が重要であることから、４Ｒを２Ｒに変更すべきである。	不採用	ごみ減量化にあたっては、まず、発生回避（リフューズ）、排出抑制（リデュース）を最優先に取り組み、その上でごみとなったものは、資源として循環させる再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）も重要であることから、「４Ｒ」を基本方針とします。
Ｐ３３ 基本方針 ③環境保全	「自然災害等による廃棄物処理を円滑に進めるため、仮置き場の確保等を検討する。」とあるが、放射能汚染物質を移動することは放射能汚染を拡大することになり、石狩市民のためという狭義的な事ではなく国土保全の観点からも放射能汚染が懸念される廃棄物の受け入れはしないと明記すべきである。	参考	本計画策定の根拠となる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、「廃棄物」の定義に「放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。」としており、「放射能汚染物質」については、この計画の対象としていないことから、ここでいう「自然災害等による廃棄物」には含まれておりません。 なお、「放射能汚染が懸念される廃棄物」が発生した場合の対応については、安全性が立証され、かつ、北海道や周辺自治体も含めた広域的な理解が得られ、また、市施設における受入条件や体制の整備が見込めるかなどを十分に考慮したうえで、事案に応じて判断してまいります。
Ｐ４８ その他ごみ処理に関し必要な事項 (2)災害廃棄物処理対策	「市地域防災計画の「廃棄物処理等計画」に基づき、廃棄物の収集、処理、北海道・近隣市町村との連携、仮置場の確保等、必要な対策を講じていきます。」とあるが、放射能汚染物質を移動することは放射能汚染を拡大することになり、石狩市民のためという狭義的な事ではなく国土保全の観点からも放射能汚染が懸念される廃棄物の受け入れはしないと明記すべき。	参考	